
四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

国際石油開発帝石株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月11日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 国際石油開発帝石株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村 俊 昭

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橋高 公久

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橋高 公久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期 連結累計期間	第9期 第1四半期 連結累計期間	第8期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	302,505	341,170	1,334,625
経常利益 (百万円)	150,624	194,089	750,077
四半期(当期)純利益 (百万円)	29,988	52,447	183,690
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	91,404	31,724	345,672
純資産額 (百万円)	2,751,061	3,023,739	2,996,036
総資産額 (百万円)	3,715,749	4,069,288	4,038,139
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	20.54	35.91	125.78
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	68.8	69.0	69.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	54,126	42,949	213,513
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△71,182	△64,935	△395,555
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,938	△1,006	48,961
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	222,836	93,357	117,530

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、企業収益や雇用情勢が改善するなど、緩やかな回復基調が続く一方で、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や海外景気の下振れが懸念されるなど、先行き不透明な状況にあります。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす国際原油価格について、4月はブレント原油(国際的な原油指標)期近物の終値ベースで105.60米ドルから始まり、ウクライナ情勢の緊迫化やリビアの原油輸出港の操業開始遅延観測を背景に、4月24日には110.33米ドルまで上昇しましたが、後半は米国原油在庫の大幅増加で108米ドル台まで下げました。5月に入り、ウクライナ、リビアにおける地政学要因とともに、中国景気の先行き懸念、米国原油在庫の増減等を背景に107米ドルから110米ドルの間で推移しました。6月に入るとイラクにおいて武装組織ISISがイラク北部の都市モスルを制圧した後、首都バグダッドに向けて南下を始めたことで、中東情勢悪化による原油供給途絶懸念から原油価格は急上昇し、6月19日には2013年9月以来の最高値である115.00ドルに達しました。その後は一連のイラク情勢の悪化による原油生産への影響は限定的であるとの報道を受けて徐々に下落し、112.30米ドルで当期を終えました。なお、当第1四半期の原油の当社グループ販売平均価格は、108.84米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である為替相場ですが、当期は1米ドル103円近辺で始まりました。期初は日銀の追加金融緩和期待や堅調な株式相場に後押しされたリスク選好ムードの高まりを背景に、104円台前半まで円安が進みました。しかし、4月4日に発表された米国雇用統計が市場想定内の結果となると、債券市場では米国債が買い戻され(米国金利が低下)、株式市場では高値警戒感から株価が下落に転じる中、為替市場でも持高調整の動きが活発となり、円が買い戻される展開となりました。同月8日には、日銀金融政策決定会合後の定例会見で黒田日銀総裁が現時点での追加金融緩和を考えていないと発言すると、円買いが加速し、101円台半ばまで円高が進みました。その後、5月中旬の黒田日銀総裁の会見でも追加緩和が示唆されず、一時的に101円割れを示現する局面もありましたが、日米の金融政策の見通しに大きな変化が見られない中、5月から6月にかけては総じて方向感に乏しい値動きとなり、概ね101~103円の狭いレンジでの推移が続き、期末公示仲値(TTM)は前期末から1円62銭円高の101円30銭となりました。なお、当社グループ売上の期中平均レートは、前期に比べ、3円34銭円安の1米ドル101円99銭となりました。

このような事業環境の中、当第1四半期連結累計期間は原油の販売数量の増加、油価及びガス価の上昇に加え、期中平均レートが円安に推移したことにより、売上高は前年同期比386億円、12.8%増の3,411億円となりました。このうち原油売上高は前年同期比358億円、18.8%増の2,264億円、天然ガス売上高は前年同期比18億円、1.7%増の1,097億円となりました。当第1四半期連結累計期間の販売数量は、原油が前年同期比1,629千バレル、8.7%増加の20,319千バレルとなりました。天然ガスは、前年同期比5,836百万立方フィート、7.2%減少の75,512百万立方フィートとなりました。このうち、海外天然ガスは、前年同期比6,125百万立方フィート、9.2%減少の60,354百万立方フィートとなり、国内天然ガスは、前年同期比8百万立方メートル、1.9%増加の406百万立方メートル、立方フィート換算では15,158百万立方フィートとなっております。販売価格は、海外原油売上の平均価格が1バレル当たり108.84米ドルとなり、前年同期比5.78米ドル、5.6%の上昇となりました。海外天然ガス売上の平均価格は千立方フィート当たり13.10米ドルとなり、前年同期比0.51米ドル、4.1%の上昇となりました。また、国内天然ガスの平均価格は立方メートル当たり57円51銭となり、前年同期比8円27銭、16.8%の上昇となっております。売上高の平均為替レートは1米ドル101円99銭となり、前年同期比3円34銭、3.4%の円安となりました。

売上高の増加額386億円を要因別に分析しますと、原油及び天然ガスの売上高に関し、販売数量の増加により89億円の増収要因、販売単価の上昇により186億円の増収要因、為替は売上の平均為替レートが円安になったことにより101億円の増収要因、その他の売上高は9億円の増収要因となりました。

一方、売上原価は、主にADMA鉦区における売上増に伴うロイヤリティの増加、減価償却費の増加及び平均為替が円安に推移したことにより、前年同期比137億円、11.7%増の1,318億円となりました。探鉱費は主に米州やオセアニア地域での探鉱活動が増加したことにより、前年同期比13億円、18.5%増の85億円となりました。販売費及び一般管理費は前年同期比19億円、9.7%増の217億円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比216億円、13.7%増の1,789億円となりました。

営業外損益では、為替差益や持分法投資利益が増加したことにより、営業外収益が、前年同期比105億円、124.5%増の190億円となりました。一方、営業外費用は、前年同期比113億円、74.3%減の39億円となりました。この結果、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は前年同期比434億円、28.9%増の1,940億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比419億円、44.0%増の1,373億円、法人税等調整額は4億円となり、少数株主損益調整前四半期純利益は前年同期比244億円、76.9%増の563億円となりました。少数株主利益は39億円となり、以上の結果、四半期純利益は前年同期比224億円、74.9%増の524億円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①日本

天然ガスの販売数量の増加やガス価の上昇により、売上高は前年同期比52億円、20.5%増の306億円となり、営業利益は前年同期比13億円、37.8%増の50億円となりました。

②アジア・オセアニア

原油の販売数量の増加に加え、油価及びガス価の上昇や為替が円安に推移したことにより、売上高は前年同期比15億円、1.3%増の1,149億円となり、営業利益は前年同期比32億円、5.8%増の586億円となりました。

③ユーラシア(欧州・NIS諸国)

販売数量の増加に加え、油価の上昇や為替が円安に推移したことにより、売上高は前年同期比91億円、34.5%増の354億円となり、営業利益は前年同期比47億円、36.9%増の174億円となりました。

④中東・アフリカ

販売数量の増加に加え、油価の上昇や為替が円安に推移したことにより、売上高は前年同期比217億円、16.1%増の1,567億円となり、営業利益は前年同期比160億円、17.8%増の1,062億円となりました。

⑤米州

販売数量は減少したものの、ガス価の上昇や為替が円安に推移したことにより、売上高は前年同期比10億円、47.0%増の33億円となりましたが、探鉱費の増加等により、営業損失は前年同期比36億円、166.0%増の58億円となりました。

(2)財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は4兆692億円となり、前連結会計年度末の4兆381億円と比較して311億円の増加となりました。資産増加の主な内訳は、建設仮勘定の増加により有形固定資産が834億円増加したことによるものです。

一方、負債は1兆455億円で、前連結会計年度末の1兆421億円と比較して34億円の増加となりました。このうち流動負債は3,855億円で、前連結会計年度末比99億円の増加、固定負債は6,599億円で、前連結会計年度末比64億円の減少となりました。

純資産は3兆237億円となり、前連結会計年度末比277億円の増加となりました。このうち、少数株主持分は2,148億円で、前連結会計年度末比99億円の増加となりました。

(3) 連結キャッシュフローの状況

当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、期首の1,175億円から当第1四半期中に減少した資金241億円を差し引いた933億円となりました。

当第1四半期連結累計期間における営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期比111億円減の429億円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が増加したものの、売上債権が増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期比62億円減の649億円となりました。これは主に、長期貸付金の回収による収入の減少や有形固定資産の取得による支出の増加があった一方、定期預金の払戻による収入の増加や長期預金の預入による支出の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前年同期比129億円増の10億円となりました。これは主に、長期借入れによる収入が減少したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

①基本方針の内容

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンスおよび高い水準のオペレーターとしての技術力等を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が国の中核的企業として、企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

②財産の有効な活用および不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、健全な財務体質のさらなる強化を図りつつ、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動および供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行います。当社は、これらの活動を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量および生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と配当による株主の皆様への直接的な利益還元との調和を、中長期的な視点を踏まえつつ図ってまいります。

また、当社は、投機的な買収や外資による経営支配等の可能性を排除するため、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。その内容は、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部または一部の処分等、iii)当社の目的および当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、一定の要件を充たす場合に甲種類株主総会を開催し、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める議決権行使のガイドラインに則り、議決権を行使できるものとしております。

当該ガイドラインでは、上記i)およびiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)およびvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決す

るものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部または一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、この場合も当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。

③上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、中長期的に安定した収益力の確保と持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の基本方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成20年経済産業省告示第220号に定めるガイドラインに則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くした必要最小限の措置であり、会社役員の地位の維持や株主の皆様の共同の利益を損なうことを目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
甲種類株式	1
計	3,600,000,001

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,462,323,600	1,462,323,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は、100株であります。その内容の詳細は(注)1をご参照下さい。
甲種類株式	1	1	非上場・非登録	単元株式数は、1株であります。その内容の詳細は(注)2及び3をご参照下さい。
計	1,462,323,601	1,462,323,601	—	—

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2 甲種類株式の内容は次のとおりであります。

1 議決権

甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

2 剰余金の配当および中間配当

甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当の額に400を乗じて算出される額にて行われる。

3 残余財産の分配

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額に400を乗じて算出される額の残余財産分配請求権を有する。

4 甲種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

次の場合においては、甲種類株主による種類株主総会の決議を経なければならない。なお、当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。

- (1) 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「取締役の選任または解任における100分の20要件」という。)の当該取締役の選任または解任
- (2) 当会社の重要な資産の処分等を行おうとする場合
- (3) 当会社子会社が重要な資産の処分等を行おうとする場合に、当会社子会社の株主総会において当会社が議決権を行使しようとする場合

- (4) 以下の事項に関する定款変更を行おうとする場合(当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、下記(5)の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、本規定に従ってこれを決する。)
- ① 当社の目的
 - ② 当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与
- (5) 当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合。ただし、以下の各号に該当する場合を除く。
- ① 合併において当社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「合併における100分の20要件」という。)を除く。
 - ② 株式交換において当社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式交換における100分の20要件」という。)を除く。
 - ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式移転における100分の20要件」という。)を除く。
- (6) 当社の株主への金銭の払い戻しを伴う当社の資本金の額の減少を行おうとする場合
- (7) 当社が株主総会決議により解散をする場合
- (8) 100分の20要件に関するみなし規定
- ① 取締役の選任または解任
 取締役の選任または解任について甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。
 甲種類株主は、取締役の選任または解任について甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において取締役を選任または解任する旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。
 - ② 合併、株式交換、株式移転
 当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件および株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換または株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。
 甲種類株主は、当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において当社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件、株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。
- 5 甲種類株式の取得請求権および取得条項に関する定め
- (1) 甲種類株主は、いつでも、当社に対し、書面によって、金銭の交付と引き換えに当社が甲種類株式を取得することを請求することができる。
 - (2) 当社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、当該譲受人の意思にかかわらず、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当社に対して、その旨および相手先の名称を、事前に通知しなければならない。

- (3) 甲種類株式の取得価格は、上記(1)の場合は取得請求日、上記(2)の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価に400を乗じて算出される額によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

6 定義

甲種類株式にかかる上記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。
- ① 他の会社等の議決権(種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。)の過半数を自己の計算において所有している者
 - ② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者
 - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
 - ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
 - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
 - ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
 - ④ 他の会社等の種類株式(議決権のないものを除く。)のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者
- (2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。
- (3) 「関連会社」とは、ある者(その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者(個人を含む。)の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。
- ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
 - ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - イ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に就任していること。
 - ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
 - ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

- ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上または事業上の取引があること。
- ホ その他子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- (4) 「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称していう。
- ① 単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者
- ② 単一の株主の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社、または単一の株主の親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者
- ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社であって当会社の株式を保有している者
- ④ 単一の株主の配偶者の子会社または関連会社(単一の株主およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社または関連会社(①に定める他の保有者およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- (5) 「甲種類株式」とは、当会社の定款第3章に規定する種類株式をいう。
- (6) 「公的主体」とは、国又は国が全額出資する独立行政法人をいう。
- (7) 「子会社」とは、会社等又は個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社及び子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人及び子会社、又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社又は個人の子会社とみなす。
- (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社または当会社子会社における、資産の売却、事業譲渡、現物出資、会社分割(ただし、現物出資または会社分割の実施後、当会社が、出資先会社または会社分割における承継会社もしくは新設会社の、親会社となる場合を除く。)、および担保設定その他の処分、ならびに当会社子会社株式・持分の売却(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。)その他の処分等、当該処分により当会社または当会社子会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合または直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転および当会社連結子会社が行う第三者割当増資(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転または第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社もしくは新設会社、株式交換もしくは株式移転における完全親会社、または第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。)を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口あたり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率(合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社または新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式交換比率(株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式移転比率(株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。)を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口あたりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口あたりの払込金額等に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債(以下「有利子負債」という。)の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割および事業譲渡の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、当会社または当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額(金銭以外の資産については会社分割及び事業譲渡における当該資産の評価額をいう。)に、会社分割または事業譲渡において当会社または当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合は、当該処分により当会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。

- (9) 「取得請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の取得請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。
- ① 金銭の信託契約その他の契約または法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、または、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者(②に該当する者を除く。)
 - ② 投資一任契約(金融商品取引法に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約または法律の規定に基づき、当会社株式に投資をするのに必要な権限を有する者

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 株式の種類ごとの議決権の有無及びその理由

(注)2の1に記載のとおり、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません。(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。)

当会社定款においては、(注)2の4に記載のとおり、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る種類株主総会の決議が必要である旨が定められております。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、当会社に対する経営支配や投機目的による敵対的買収等の危険を防止する手段として有効なものと考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。

5 株式の保有に係る特記事項

甲種類株式は経済産業大臣によって保有されています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年6月30日	—	1,462,323,601	—	290,809	—	1,023,802

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 1	—	甲種類株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の注記2に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,966,400	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,460,347,500	14,603,475	同上
単元未満株式	9,700	—	—
発行済株式総数	1,462,323,601	—	—
総株主の議決権	—	14,603,475	—

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 国際石油開発帝石株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番1号	1,966,400	—	1,966,400	0.13
計	—	1,966,400	—	1,966,400	0.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	650,187	635,295
受取手形及び売掛金	110,395	147,053
有価証券	201,000	184,668
たな卸資産	25,485	27,318
その他	170,779	188,604
貸倒引当金	△17,643	△17,286
流動資産合計	1,140,204	1,165,654
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	145,936	142,113
坑井（純額）	25,348	24,033
機械装置及び運搬具（純額）	112,898	110,139
土地	19,736	19,672
建設仮勘定	626,520	713,457
その他（純額）	21,339	25,769
有形固定資産合計	951,779	1,035,185
無形固定資産		
のれん	81,080	79,390
その他	358,098	352,138
無形固定資産合計	439,178	431,528
投資その他の資産		
投資有価証券	476,407	454,203
生産物回収勘定	685,990	701,518
その他	472,175	411,376
貸倒引当金	△885	△850
生産物回収勘定引当金	△123,483	△126,058
探鉱投資引当金	△3,226	△3,269
投資その他の資産合計	1,506,977	1,436,919
固定資産合計	2,897,935	2,903,634
資産合計	4,038,139	4,069,288

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	46,811	52,846
短期借入金	21,954	25,498
未払法人税等	91,198	85,467
探鉱事業引当金	9,816	9,049
役員賞与引当金	110	31
資産除去債務	2,353	1,804
その他	203,425	210,881
流動負債合計	375,670	385,580
固定負債		
長期借入金	561,674	551,345
退職給付に係る負債	7,793	7,492
事業損失引当金	6,977	6,868
特別修繕引当金	234	245
資産除去債務	25,954	28,948
その他	63,798	65,068
固定負債合計	666,432	659,968
負債合計	1,042,102	1,045,548
純資産の部		
株主資本		
資本金	290,809	290,809
資本剰余金	679,287	679,287
利益剰余金	1,532,876	1,572,415
自己株式	△5,248	△5,248
株主資本合計	2,497,725	2,537,264
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	44,737	44,374
繰延ヘッジ損益	△17,578	△11,242
為替換算調整勘定	266,224	238,510
その他の包括利益累計額合計	293,382	271,642
少数株主持分	204,928	214,832
純資産合計	2,996,036	3,023,739
負債純資産合計	4,038,139	4,069,288

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	302,505	341,170
売上原価	118,034	131,807
売上総利益	184,470	209,362
探鉱費	7,236	8,575
販売費及び一般管理費	19,855	21,789
営業利益	157,377	178,997
営業外収益		
受取利息	4,726	2,328
受取配当金	1,281	1,479
持分法による投資利益	—	3,511
為替差益	—	9,913
その他	2,458	1,774
営業外収益合計	8,466	19,008
営業外費用		
支払利息	616	604
持分法による投資損失	2,137	—
生産物回収勘定引当金繰入額	1,090	586
探鉱事業引当金繰入額	404	1,204
為替差損	8,650	—
その他	2,318	1,521
営業外費用合計	15,219	3,917
経常利益	150,624	194,089
税金等調整前四半期純利益	150,624	194,089
法人税、住民税及び事業税	95,345	137,302
法人税等調整額	23,426	438
法人税等合計	118,772	137,741
少数株主損益調整前四半期純利益	31,852	56,347
少数株主利益	1,863	3,900
四半期純利益	29,988	52,447

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	31,852	56,347
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16,796	△363
繰延ヘッジ損益	△7,450	—
為替換算調整勘定	71,629	△29,776
持分法適用会社に対する持分相当額	△21,423	5,517
その他の包括利益合計	59,551	△24,623
四半期包括利益	91,404	31,724
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	87,922	30,706
少数株主に係る四半期包括利益	3,481	1,017

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	150,624	194,089
減価償却費	11,835	12,886
のれん償却額	1,690	1,690
生産物回収勘定引当金の増減額(△は減少)	5,169	2,574
探鉱事業引当金の増減額(△は減少)	△2,176	△750
退職給付引当金の増減額(△は減少)	77	—
その他の引当金の増減額(△は減少)	55	△72
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	△51
受取利息及び受取配当金	△6,008	△3,808
支払利息	616	604
為替差損益(△は益)	9,215	△6,495
持分法による投資損益(△は益)	2,137	△3,511
生産物回収勘定(資本支出)の回収額	14,224	18,536
生産物回収勘定(非資本支出)の増加額	△9,704	△13,671
売上債権の増減額(△は増加)	6,717	△36,710
たな卸資産の増減額(△は増加)	210	△1,904
仕入債務の増減額(△は減少)	△615	5,987
その他	19,032	10,003
小計	203,103	179,396
利息及び配当金の受取額	7,595	9,756
利息の支払額	△322	△200
法人税等の支払額	△156,250	△146,004
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,126	42,949
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△50,125	△40,961
定期預金の払戻による収入	38,501	163,306
長期預金の預入による支出	△133,240	△81,698
長期預金の払戻による収入	15,000	—
有形固定資産の取得による支出	△74,180	△108,128
有形固定資産の売却による収入	231	27
無形固定資産の取得による支出	△365	△791
有価証券の売却及び償還による収入	85,144	35,000
投資有価証券の取得による支出	△10,217	△5,239
投資有価証券の売却及び償還による収入	33,319	15,000
生産物回収勘定(資本支出)の支出	△26,364	△20,571
短期貸付金の増減額(△は増加)	△690	△972
長期貸付けによる支出	△14	△2,056
長期貸付金の回収による収入	71,167	81
権益取得による支出	△20,222	△17,929
その他	874	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△71,182	△64,935

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	74	20
長期借入れによる収入	21,064	5,058
長期借入金の返済による支出	△285	△4,239
少数株主からの払込みによる収入	1,451	8,886
配当金の支払額	△10,356	△10,653
その他	△7	△79
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,938	△1,006
現金及び現金同等物に係る換算差額	28,095	△1,180
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22,977	△24,173
現金及び現金同等物の期首残高	199,858	117,530
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 222,836	※1 93,357

【注記事項】

当第1四半期連結累計期間
(自平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が246百万円減少し、利益剰余金が235百万円増加しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 銀行借入に対する債務保証

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
	百万円		百万円
Tangguh Trustee※	15,484	Tangguh Trustee※	14,453
Fujian Tranche※	5,489	Fujian Tranche※	5,123
サハリン石油ガス開発㈱	2,457	サハリン石油ガス開発㈱	2,015
インペックス北カンポス沖石油㈱	1,617	インペックス北カンポス沖石油㈱	1,592
従業員(住宅資金借入)	112	従業員(住宅資金借入)	106
Japan Canada Oil Sands Limited	25	Japan Canada Oil Sands Limited	25
合計	25,186	合計	23,317

※MI Berau B.V.及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタンゲーLNGプロジェクトの開発資金借入

(2) デリバティブ取引に対する保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
Ichthys LNG Pty Ltd	△17,531百万円	△11,227百万円

上記デリバティブ取引は、イクシスLNGプロジェクトにおける開発費支払いの為替リスクを回避する目的のもので、評価損益(△:損失)を記載しております。

(3) 完工保証

イクシスLNGプロジェクトファイナンスに関連して、他のプロジェクトパートナーとともに権益比率に応じてプロジェクトの完工までの債務保証をレンダーに差し入れております。(完工保証)

当社分の保証負担額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
保証負担額(当社分)	600,029百万円	667,118百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金	599,381百万円	635,295百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	△381,545百万円	△567,067百万円
有価証券(コマーシャルペーパー)	－百万円	10,130百万円
有価証券(MMF等)	5,000百万円	15,000百万円
現金及び現金同等物	222,836百万円	93,357百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,778	3,500	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,500	平成25年3月31日	平成25年6月26日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,143	9	平成26年3月31日	平成26年6月26日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,600	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(注) 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、効力発生日が平成26年6月26日の配当金支払い額に関する一株当たり配当額については、当該株式分割後の数値で算定しております。なお、甲種類株式(非上場)につきましては、株式分割を実施致しておりません。これに伴い、甲種類株式の配当については、当該分割前の普通株式と同等になるよう、定款で定めております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	25,396	113,435	26,368	135,001	2,302	302,505	—	302,505
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	25,396	113,435	26,368	135,001	2,302	302,505	—	302,505
セグメント利益又は損失(△)	3,695	55,375	12,735	90,203	△2,193	159,816	△2,438	157,377

(注) 1 セグメント利益の調整額△2,438百万円は、セグメント間取引消去58百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△2,497百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	30,602	114,955	35,473	156,754	3,384	341,170	—	341,170
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	30,602	114,955	35,473	156,754	3,384	341,170	—	341,170
セグメント利益又は損失(△)	5,092	58,603	17,438	106,246	△5,834	181,545	△2,548	178,997

(注) 1 セグメント利益の調整額△2,548百万円は、セグメント間取引消去52百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△2,600百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益	20円54銭	35円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	29,988	52,447
普通株主に帰属しない金額(百万円)	0	0
(うち甲種類株式に係る四半期純利益金額)	(0)	(0)
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	29,988	52,447
普通株式の期中平均株式数(株)	1,460,357,200	1,460,357,200

- (注) 1 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月 7 日

国際石油開発帝石株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 聡 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際石油開発帝石株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月11日
【会社名】	国際石油開発帝石株式会社
【英訳名】	INPEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 俊昭
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 北村俊昭は、当社の第9期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。